

平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

平成 19 年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と公営企業会計に関する資金不足比率を公表することになりました。

これに基づき、平成 23 年度決算に係る健全化判断基準比率及び資金不足比率を、監査委員の審査を経て 9 月議会に報告しましたので、町民の皆さまにお知らせします。

公表する 5 つの財政指標について、簡単に解説します。

- 1 実質赤字比率・・・福祉、教育、まちづくり等を行う町の一般会計等の赤字の程度を指標化したもので、財政運営の度合いを示す指標です。
- 2 連結実質赤字比率・国民健康保険事業特別会計や簡易水道事業特別会計など、町のすべての会計の赤字や黒字を合算し、財政運営の度合いを示す指標です。
- 3 実質公債費比率・・・町の借入金や利子の返済額などの負担額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示します。
- 4 将来負担比率・・・町の一般会計等の借入金や、退職手当など将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。
- 5 資金不足比率・・・公営企業会計の資金不足を、公営企業の料金収入の規模と比較して指標化したもので、経営状態の悪化の度合いを示します。

大崎上島町の健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりで、国の定める基準を超えているものはありません。

平成 22 年度決算と比較すると、実質公債費比率が 0.5 ポイント減少していますが、これは地方債の元利償還金ピークが過ぎ年々減少傾向にあることや一部事務組合の公債費が減となった事が主な原因です。

将来負担比率については、19.9 ポイント減少していますが、地方債残高の減少や広島中央環境衛生組合が起こした地方債が無くなった事が主な原因です。

公営企業会計に係る資金不足比率については、資金不足を生じている会計はありません。

【平成 23 年度決算に係る健全化判断比率】

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
平成 23 年度決算	—	—	15.7	28.9
平成 22 年度決算	—	—	16.2	48.8
(早期健全化基準)	(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(40.00)	(35.0)	—

※「—」は赤字が発生していないことを表している。

【平成 23 年度決算に係る資金不足比率】

区 分	簡易水道事業	交通事業	公共下水道事業	農業集落排水事業	漁業集落排水事業
平成 23 年度決算	—	—	—	—	—
平成 22 年度決算	—	—	—	—	—
(経営健全化基準)	(20.00)	(20.00)	(20.00)	(20.00)	(20.00)

※各会計の「—」は資金不足が発生していないことを表している。